

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校 ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	高度専門看護学科（新）	夜・通信	3165 時間	$80 \times 4 = 320$ 時間	
	高度専門看護学科（旧）	夜・通信	3227 時間	$80 \times 4 = 320$ 時間	
	助産学科	夜・通信	985 時間	80 時間	

(備考) 2025年度より高度専門看護学科のカリキュラムを変更。1年生より新カリキュラムで2年生以降は旧カリキュラムとなる。

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 <https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割

(備考)

--

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	専門学校 ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	<p>1) 目的 学校運営の円滑化・適正化を図る。</p> <p>2) 構成員 学校長、社会医療法人生長会理事長、法人本部事務局長、法人本部看護部統括部長、クオリティ・マネジメント本部長、府中病院・ベルランド総合病院・ベルピアノ病院・阪南市民病院・泉大津急性期メディカルセンターの院長・看護部長、ベルアモール施設長、援護長、社会福祉法人悠人会ベルファミリア、サンガーデン府中、ベルライブ、ベルアルト、ベルアルプの介護施設長、援護長、副校长長、各学科長、事務長をもつて構成する。学校長が特に必要と認めたときは、上記以外の関係者を構成員に加えることができる。</p> <p>3) 書記 学校事務長をもって、会議中の議事の書記となる。尚、会議終了後、速やかに学校長に議事録の承認をうけ保管する。</p> <p>4) 運営 学校長が召集し、議長となる。年間3回の開催を原則とする。必要により委員を召集する。運営会議では、次の事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校の規程（学則、運営規程）の制定、改正。 ② 学校の教育方針、教育課程の編成、教育計画及び教育内容に関する事項。 ③ 単位修得認定・卒業認定 ④ その他学校の運営管理に関する重要事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会医療法人生長会 理事長（2019.11.1～）	2019.11.1～ 2026.3.31	関連施設理事長
社会医療法人生長会 法人本部事務局長 (2022.10.1～)	2023.4.1～ 2026.3.31	関連施設理事
法人本部事務局 看護部 統括部長 (2024.3.16～)	2024.3.16～ 2026.3.31	関連施設理事

府中病院 院長 (2024. 12. 1~)	2024. 12. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
府中病院 看護部長 (2024. 12. 1~)	2024. 12. 1~ 2026. 3. 31	関連施設職員
ベルピアノ病院 院長 (2023. 4. 1~)	2023. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルピアノ病院 看護部長 (2025. 3. 16~)	2025. 3. 16~ 2026. 3. 31	関連施設職員
阪南市民病院 院長 (2011. 4. 1~)	2011. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
泉大津急性期メディカルセンター 院長 (2024. 12. 1~)	2024. 12. 1~ 2026. 3. 31	関連施設職員
ベルアモール 施設長 (2019. 4. 1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルアモール 援護長 (2025. 3. 16~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設職員
ベルファミリア 施設長 (2024. 7. 1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
サンガーデン府中 施設長 (2012. 4. 1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルライブ 施設長 介護統括部長 (2024. 7. 1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルアルト 施設長 (2023. 4/1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設職員
ベルライブ・ベルアルト 援護長 (2025. 3. 16~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルアルプ 施設長 (2015. 4. 1~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設理事
ベルアルプ 援護長 (2019. 3. 16~)	2025. 4. 1~ 2026. 3. 31	関連施設職員

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

【作成に係る取り組み】

学生の学習に効果を上げるため、「学生の目線に立ってわかりやすい記述とする」「学習の見通しが立てられ、やる気がでる具体的な記述とする」「学生の学修成果を分析し、目標や教育方法を検討する」「学生からの授業評価を活用し、適時その内容を反映する」等を重視している。

シラバス記載項目

①授業科目の基礎情報（科目名、授業時数、対象学年：時期、必修/選択の別等）

②担当教員（実務経験のある教員、一般教員）の区別や資格

③学修概要

④目標

⑤各コマにおける授業計画・授業方法、講義担当

⑥講義に向けての課題

⑦成績評価の方法と基準

⑧テキスト・使用教材・教具・参考書

⑨特記事項：履修に当たっての留意点

【公表に係る取組み】

授業計画書を新年度オリエンテーション時に提示するとともに、HP上に公開している。

授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本校履修規定に於いて評価方法を定め、各授業科目において、出席時間数が授業時間数の2/3以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。

試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験等で実施し、評価の基準は点数を優～不可とし、不可の場合は単位認定されない。実習においては評価の基準を設け、ループリックを作成し、実習指導者、学生に明示し、評価の公正性、妥当性の質の担保を図っている。また、評価担当者会議を設け、基準に基づきその妥当性を協議し決定している。

最終的な単位の認定の決定は、学校運営会議にて単位認定を行っている。認定されなかつた科目は次年度再履修の上評価を受ける。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学則 19 条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の 2/3 以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。

2 各授業科目的評価は、優 (80 点以上)・良 (70~79 点)・可 (60~69 点) 及び不可 (60 点未満) とし可以上を合格とする。

3 病気その他やむを得ない理由により評価を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、願い出により追評価又は再評価を行うことができる。

(単位修得の認定)

学則 20 条 校長は、授業科目を履修し評価が可以上の者に対し、運営会議で単位の修得を認定する。

半年に一度評価点及び学年順位と分布を本人および家族に通知、担任面談を実施、必要時保護者を招聘する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業に関しては成績及び学習の状況をもとに校長、学科長等で認定を決定する。その結果を学生に周知し、認定されなかつたものは個別で説明し、対応を指導している。

学則 26 条 卒業に必要な出席日数は、原則として出席すべき日数の 2/3 以上とする。

2 校長は第 20 条に定める授業科目的単位修得の認定を受けた者に対し運営会議で卒業を認定する。

3 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

履修規定 18 条 卒業認定は所定の全課程を終了した時点で運営会議を開催し、在中の単位修得、出席状況、学習状況を総合的に審議して行う

履修規程 19 条 卒業判定に際し、卒業の要件は満たさないが、次年度 6 か月以内に学業の履修、その他卒業の要件を満たす見込みがあると判定された者に対して、校長は卒業を延期することができる。

2 卒業が延期された者が 6 か月以内において、学業に精励し卒業の要件を満たしたときは、校長は運営会議で再判定を行い、卒業を認定する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校 ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
收支計算書又は損益計算書	https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
財産目録	https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
事業報告書	https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		看護専門課程	高度専門看護学科	<input checked="" type="radio"/>		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		開設している授業の種類		
				講義	演習	
				1215 単位時間/ 単位	140 単位時間/ 単位	
4年	昼	(新) 3475 <input checked="" type="radio"/> 単位時間/単位		実習		
		2120 単位時間/ 単位		実験		
				実技		
				<input checked="" type="radio"/> 単位時間/ 単位		
		(旧) 3770 <input checked="" type="radio"/> 单位時間/単位		2435 単位時間/ 単位		
		210 単位時間/ 単位		1215 単位時間/ 単位		
				<input checked="" type="radio"/> 単位時間/ 単位		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	
320人		297人	0人	26人	109人	
				135人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 授業計画書（シラバス）は3月中旬に決定し4月にホームページにて公表。 各授業計画書には、以下の内容を記載する。 ・授業概要・到達目標・授業時期や時間数などの授業計画 ・成績評価基準・方法・その他使用テキスト等必要事項
成績評価の基準・方法
(概要) 評価点数は学則19条と履修規定12条に評価基準を設けている。 評価の基準の出席時間を満たし、以下の基準で 優～不可に評価し、不可の場合は単位認定されない。その場合は再試験を一回に限り実施している。実習も同様である。評価方法は、試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験・その他、担当講師が認める方法によって行う。実習評価は目標標準拠型評価を行い、基準を明確にし、ルーブリック評価で実施している。
(授業科目の評価) 学則19条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の2/3以上の者は、その

授業科目についての評価を受けることができる。

2 各授業科目の評価は、優（80点以上）・良（70～79点）・可（60～69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）

年度末の運営会議にて単位と進級を認定する。認定されなかった科目は次年度再履修の上、評価を受ける。進級後の実習科目の履修の要件を満たしていない場合、不合格科目の単位履修が次年度に物理的に困難な場合は原級留置となる。

学修支援等

（概要）

学生支援と合わせて担任制で学習面のみではなく、学校生活の支援を全教員で取り組んでいる。その他、実習調整者など各教員の役割から、更に個々の学生を見守り、多方面から学生を支援する体制を図っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
76人 (100%)	2人 (2.6%)	74人 (97.4%)	0人 (0%)

（主な就職、業界等）

就職者全員看護師として就職：社会医療法人生長会 63名、他 11名大阪府内、出身地の病院に就職した。

（就職指導内容）

看護師としての専門知識技術を活用できることを最重要の指導とし、その中で自分の興味関心のある病棟や病院の特徴を知った上で選択を支援している。

病院見学や先輩との交流会を開催し早期から就業意識と自主性を啓発している

（主な学修成果（資格・検定等））

2025年国家試験合格率100%。BLS検定資格取得

本校の助産学科への内部進学1名。その他大学（助産師）入学1名

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
307人	7人	2.3%

（中途退学の主な理由）

進路変更

（中退防止・中退者支援のための取組）

担任制によるきめ細やかな支援および保護者とも綿密な連携をとっている。また出席状況に課題のある場合は面談し、アルバイト状況の確認や生活指導も実施している。また、学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、学年会議を設け検討を行っている。心理的に課題のある場合は公認心理士に繋ぎ支援を行っている。家族にも連絡をとり、支援ネットワークを大切にしている。

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士
医療		看護専門課程	助産学科			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
1年	昼	1041 単位時間／単位	506 単位時間 /単位	講義に 含む	535 単位時間 /単位	単位時間 /単位
		単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
10人		10人	0人	3人	39人	42人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

(概要)

授業計画書（シラバス）は3月中旬に決定し4月にホームページにて公表。

各授業計画書には、以下の内容を記載する。

- ・授業概要・到達目標・授業時期や時間数などの授業計画
- ・成績評価基準・方法・その他使用テキスト等必要事項

成績評価の基準・方法

(概要)

評価点数は学則19条と履修規定12条に評価基準を設けている。

評価の基準の出席時間を満たし、以下の基準で 優～不可に評価し、不可の場合は単位認定されない。その場合は再試験を一回に限り実施している。実習も同様である。評価方法は、試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験・その他、担当講師が認める方法によって行う。実習評価は目標標準拠型評価を用い、基準を明確にし、ループリック評価で実施している。

(授業科目の評価)

学則19条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の2/3以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。

2 各授業科目の評価は、優(80点以上)・良(70～79点)・可(60～69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

年度末に運営会議を開催し単位認定を行い、卒業を認定する。認定されなかった科目は卒業延期となり、次年度再履修の上、評価を受けることとしている。

学修支援等

(概要)

クラス担任と学習支援担当を置き、学習方法、学科成績、出席状況、模擬試験結果等を把握し、学習支援計画を立案している。成績状況に合わせて、学生に個別担当をつけ長期的に支援している。また、学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、対応を検討し支援している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
10人 (100%)	0人 (0%)	10人 (100%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)
設置母体の病院に3名就職、その他出身地の病院や大阪府内の総合病院等の産科に就職している。
(就職指導内容)
就職支援を実施。入学時に就職活動状況や、学生の意向を確認し就職病院の決定に関する検索方法や情報提供を実施し、必要時エントリーシートの書き方や面接対策を実施している。
(主な学修成果(資格・検定等))
過去13年間、助産師国家試験に100%合格している。 受胎調節実施指導員申請資格 新生児蘇生法「専門」コース認定
(備考)(任意記載事項)

中途退学の現状					
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率			
0人	0人	0%			
(中途退学の主な理由)					
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生に心身両面での面接や健康チェックを実施している。 学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、教務会議内で検討を行っている。心理的に課題のある場合は公認心理士に繋ぎ支援を行っている。必要時には家族にも連絡をとり、支援ネットワークを大切にしている。					

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
高度専門 看護学科	250,000円	600,000円	250,000円	
助産学科	250,000円	600,000円	250,000円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
社会医療法人生長会修学金貸与制度・日本学生支援機構・専門実践教育訓練給付金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページにて公表 <https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/>

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

（目的）

第1条 この規程は、本校の自己点検、学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条並びに学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同様第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

（学校評価委員会の設置）

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に学校評価委員会を置く。

（委員会の所掌事項）

第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関する事
- (2) 自己評価の評価規準に関する事
- (3) 自己評価報告書の作成に関する事
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関する事
- (5) 自己評価結果の公表に関する事
- (6) その他、自己評価の実施について必要な事項に関する事

（委員の構成）

第5条 委員会は学校長、副校长、事務長、学科長並びに学校長が指名する委員により構成する。

2 委員の任期は原則として2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は前任者の残存期間とする。

3 委員は再任することができる。

（自己評価の実施）

第6条 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度末とする。

2 自己評価は、校長の指揮の元、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組む。

（委員会運営）

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には学校長が就任する。

3 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこの職務を代理する。

4 委員会は委員長が招集する。

5 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

（自己評価結果の活用）

第8条 教職員は自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努める。

（自己評価結果の報告）

第9条 校長は、自己評価結果を運営会議に報告する。

(自己評価結果の公表)

第10条 校長は、運営会議の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表する。

(学校関係者評価)

第11条 学則第40条に基づき、校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用する。

(学校関係者評価委員会の構成)

第12条 学校関係者評価委員会は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療・学校等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 教育に関し知見を有する者
- (4) その他、校長が必要と認める者

(学校関係者評価委員会の運営)

第13条 学校関係者評価委員会に委員長を置く。

2 学校関係者評価委員会は、校長が招集する。年間2回の開催を原則とし、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、学校関係者評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 学校関係者評価委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第15条 委員長は、学校関係者評価委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成する。

(学校関係者評価結果の活用)

第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 校長は、学校関係者評価結果を運営会議に報告する。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
大阪女学院大学・短期大学 教授	2025.4.1～2027.3.31 (新規就任)	委員長
看護学科同窓会会长	2025.4.1～2027.3.31 (新規就任)	委員
助産学科同窓会会长	2024.9.1～2026.3.31 (任期更新)	委員
大阪府看護学校協議会 会長	2023.4.1～2026.3.31 (任期更新)	委員
泉佐野泉南医師会 副校長	2023.4.1～2026.3.31 (任期更新)	委員
株式会社マーブル 代表取締役	2024.9.1～2026.3.31 (新規就任)	委員

ベルライブ 施設長 介護統括部長	2024. 7. 1～2026. 3. 31 (任期更新)	委員
大阪女学院大学・短期大学 教授	2019. 4. 1～2025. 3. 31 (任期終了)	委員長
関西医科大学看護学部 教授	2019. 4. 1～2025. 3. 31 (任期終了)	委員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
ホームページにて公表 <https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H127310000638
学校名（○○大学 等）	専門学校 ベルランド看護助産大学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	社会医療法人生長会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		56人（0）人	52人（0）人	56人（0）人
内訳	第Ⅰ区分	37人	32人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	—	13人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
区分外（多子世帯）		0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				56人（0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	年間	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	—	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	—	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	0人	0人
計	—	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	—	前半期	0人 後半期 0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	—	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	—	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人	0人
計	—	0人	0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。